

埋蔵文化財包蔵地 照会受付票



太枠内の必要事項をご記入ください（□には✓を入れてください）
FAXの場合、照会地の範囲を記した地図と一緒に当係までお送りください。

依頼場所	与那国町	敷地面積	m ²
照会理由	<input type="checkbox"/> 物件調査：民事執行法第58条に基づく物件調査 <input type="checkbox"/> 売買計画 <input type="checkbox"/> 土木工事などに関わる事前調査（解体工事・建築計画） <input type="checkbox"/> 建築計画 工事の目的：住宅・事務所・店舗・その他建物（ ） 工事の概要（ ）造（ ）階建物 開発予定年月日：令和 年 月 日・未定 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
照会者	<input type="checkbox"/> 名刺なし 住所： 社名： 担当者： TEL — — FAX — —	<input type="checkbox"/> 名刺あり・スタンプ	

～以下、生涯学習・文化係記入欄～

回答内容	
該当あり <input type="checkbox"/>	周知の埋蔵文化財（名称： ）が存在します。 開発工事等の着手60日前に文化財保護法に基づき、届け出を行う必要があります。 工事の内容によって、事前の発掘調査を要する場合があります。 調査経費については事業者の規模により協議が必要となります。 詳細につきましては、教育委員会までご連絡ください。
可能性あり <input type="checkbox"/>	近接して周知の埋蔵文化財（名称： ）が存在します。 工事の内容によって、事前の発掘調査を要する場合があります。 なお、試掘調査等により埋蔵文化財が存在すると認められた場合には、 文化財保護法に基づき、届出を提出するとともに、その取扱いについて 教育委員会と協議が必要となります。 詳細については、教育委員会までご連絡ください。
該当なし <input type="checkbox"/>	現在までのところ、周知の埋蔵文化財等は確認されておりません。 ただし開発工事中に土器等が出土し埋蔵文化財が存在すると認められた場合には 文化財保護法96条に基づき、現状を変更することなく直ちに教育委員会まで ご連絡ください。